

産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律・政令で定める以下の20種類の廃棄物をいいます。

	種類	具体例	
あらゆる事業活動に伴うもの	燃え殻	焼却灰、石炭がら、炉清掃排出物、廃活性炭 等	
	汚泥	建設系汚泥、生コン残さ、排水処理汚泥、メッキ汚泥、研磨かす、製造工程から出る泥状物 等	
	廃油	廃潤滑油、廃切削油、アルコール等の廃溶剤、廃タールピッチ、固形石鹸 等	
	廃酸	廃硫酸、廃塩酸、廃定着液、廃鉛バッテリー液 等	
	廃アルカリ	廃ソーダ液、廃アンモニア液、廃現像液、金属石鹸廃液、自動車不凍液 等	
	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、発泡スチロールくず、廃タイヤ 等	
	木くず※	廃パレット、パレットへの積み付けに使った木材	
	ゴムくず	ゴムチューブ等の天然ゴムくずに限る（廃タイヤは廃プラスチック類）	
	金属くず※	空缶、鉄くず、非鉄金属くず、半田かす、切削くず 等	
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	空瓶、板ガラスくず、陶磁器くず（土管、レンガ、かわら）、コンクリート二次製品製造業者の排出した不良品 等	
	鋳さい	高炉、平炉、転炉、電気炉等の残さ、鋳物廃砂、不良鋳石、ボタ、キューボラのノロ 等	
	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片、レンガの破片、その他これに類する不要物	
	ばいじん	大気汚染防止法で規定するばい煙発生施設及び産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの（電気集じん機捕集ダスト、集じん機捕集ダスト）	
特定の事業活動に伴うもの	紙くず※	紙、板紙のくず 等	紙・紙加工品製造業、印刷出版業等
		新築、改築、増築、除去等に伴う紙くず	建設業
	木くず	木材片、おがくず、バーク類等	木材、木製品製造業、パルプ製造業等
		新築、改築、増築、除去等に伴う木くず	建設業
	繊維くず※	木綿・羊毛等の天然繊維くず	繊維工業（縫製を除く）
		新築、改築、増築、除去等に伴う畳類等	建設業
	動植物性残さ	のりかす、醸造かす 等	食料品、医薬品製造業 等
	動物系固形不要物	牛、豚、食鳥等の不可食部分等の不要物	と畜場、食鳥処理業
	動物のふん尿	牛、馬、豚、にわとり等のふん尿	畜産農業、畜産類似業
動物の死体	牛、馬、豚、にわとり等の死体	畜産農業、畜産類似業	
政令第13号廃棄物	上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらに該当しないもの（コンクリート固形化物等）		

産業廃棄物は静岡市では処理しません（静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例第14条に規定する産業廃棄物を除く）

※例示 紙くず、木くず、繊維くず（いずれも建設現場から発生したものを除く） 及びこれらの燃え殻
金属くず（テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫及び廃パソコンを除く廃家電を含む）、乾電池

○静岡市長が許可した業者に許可内容を確認の上、処理を委託してください。

○処理業者については、職業別電話帳の廃棄物処理（産業廃棄物）欄を御覧になるか、廃棄物対策課許可審査係（054-221-1363）までお問い合わせください。